平成２４年（フ）第７４号
和歌山市小雑賀２丁目３番12号
債務者　山下　仁美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５号
山口県岩国市川下町１丁目９番６号
債務者　藤本　政弘
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１３号
山口県熊毛郡平生町大字宇佐木947番地の６
債務者　山根　　悟
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１４号
山口県熊毛郡平生町大字宇佐木947番地の６
債務者　山根　真紀（旧姓山本・高橋）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１８号
山口県岩国市三笠町３丁目８番10―１号
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５７号
兵庫県三田市福島329番地２　沢の本宿舎１棟405号
債務者　名嶋洋二郎
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０号
神戸市東灘区御影塚町４丁目５番14―101号
債務者　北原百合子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３９号
神戸市須磨区須磨浦通４丁目１番16号　プラージュドクキ108号室、従前の住所奈良市瓦堂町22番地の１
債務者　佐々木遼太郎
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６０号
神戸市中央区坂口通７丁目２番２号　マンション山下401号、従前の住所神戸市中央区割塚通１丁目２番20号　神戸市立更生センター
債務者　大島　一郎（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
熊本県荒尾市金山932番地２　コーポ金山305号
債務者　照井　淳二
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第６号
福島市南沢又字前田４番地の10
債務者　香内　英明
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２６２号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　16号棟205号室
債務者　佐々木佐和子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６３号
名古屋市東区矢田３丁目３番７―510号　市営山田東荘
債務者　中華そば屋巨泉こと　大橋　栄二
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３号
青森市大字大矢沢字里見116番地24
債務者　大竹　典江
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
青森市大字大矢沢字里見116番地24
債務者　大竹　　元
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９号
青森市浪館前田４丁目17番33号
債務者　田邉リツ子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５７号
青森県むつ市小川町２丁目７番21号　夏井アパート３号
債務者　菊池百合子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係